

博士論文（要約）

抗争的概念としての権力分立論

——ブリテン帝国における『法の精神』受容 c.1748-1792

上村剛

本論文は、「権力分立論がモンテスキューによって主張され、徐々に混合政体論的性格が薄まり、アメリカ合衆国憲法によって制度化され、そして『フェデラリスト』のマディソンの叙述によって抑制均衡論として理論化された」との政治思想史の通説を覆すため、モンテスキューからマディソンまでの権力分立論を、ブリテン帝国における『法の精神』受容を中心に描き直すものである。

本論文は3部構成、9章から構成され、基本的には時系列に沿って展開される。第1部は1748年の『法の精神』出版から1765年までの受容を、仏英を中心に扱う。

まず、『法の精神』における権力分立論の内在的検討を第1章で行い、権力分立論が混合政体論など類似した政治思想との混淆の下にあること、裁判権が重要な位置を占めること、裁判権にはフランスのパルルマンを念頭に置いたものと、イングランドの陪審を念頭に置いていたものとがあることを示す。

続く第2章では、これらの論点に対する、1760年代前半までのフランス並びにブリテンにおける受容と批判を扱う。1748年の『法の精神』と、1750年の英訳版の出版後、それぞれに対して、多くの反応が寄せられた。イングランドでは、特に自国の国制を賛美したことなどを理由に、モンテスキューが肯定的に評価された。かようなモンテスキュー受容の一つのピークとして、ブラックストンの『イングランド法釈義』を検討する。彼の政治思想の特徴は、混合政体論と権力分立論が重なり、それらの理論的対立が自覚されていないことがある。他方で、モンテスキューとは異なり、裁判所についての正確な理解に基づき、司法権が裁判所に委ねられ、かつ司法権の独立の議論が一步展開されたことが示される。

以上の検討を通じて、第1部では、『法の精神』においては「三権分立」は主張されていないこと、裁判権と、混合政体と権力分立論の関係に着目する必要があること、モンテスキュー受容についてはフランスよりもブリテン帝国に注目する必要があること、ブラックストンにおいては、モンテスキュー受容において権力分立論にはさほど着目されておらず、また混合政体論とも重なっていることを導く。

続く第2部は、1763年から1773年までのブリテン帝国における権力分立論の深化を、ブリテン本国と植民地双方の政治的変動を題材に扱う。

第3章では、植民地における新たな政治制度としての権力分立論と、本国—植民地間の権力関係がどのように思考されたかを、トマス・パウナル、ジョージ・ジョンストンといった植民地総督の政治思想を中心に描く。本国と異なり、混合政体論の身分的前提が植民地では存在しなかったため、貴族院にあたる制度が存在せず、また総督は軍事的な権限を持たないなど本国の国王に比べ脆弱であり、更に、本国枢密院が最終審として司法権を行使したことから、本国とは異なった権力論の思考が見られた。具体的には、国王の大権と人民の権利の

境界を引くことが困難であり、また参議会に執行権、立法権、司法権の全てが集中することとなった。

また本国においては、ジョージ3世の登場以降、議会において国王、貴族院、庶民院が緩やかに協働するという意味での混合政体論が再考を余儀なくされた。混合政体論と権力分立論が異なることは、ミドルセックス選挙事件において顕著になった。そこでは、議会が罷免権を有しているのは司法権の行使であり、権力分立の原理に反するとの批判が寄せられ、ここにおいて議会主権と権力分立の議論が対抗することになった。このような権力分立型の国制解釈は、1769年にロンドンに滞在していたドゥロルムの『イングランド国制』へと流れ込むことになった。第4章は、以上のような、イングランドにおける混合政体論と権力分立論の分岐について論じる。

更に、「自由な帝国」の揺らぎは、新たな植民地において一層深い問題として浮上した。第5章では、インドにおいて、権力分立論は混合政体論から離れ、独自の概念として展開され、ロンドンの議論に影響を与えたことを示す。ベンガル総督クライヴの「暴政」に対して、権力を制限するための統治機構案が数多く提案された。1772年の司法法案から1773年の東インド会社規制法では、裁判所の立法府への拒否権が提案された。いかにしてこのような政治思想が登場したのかを、ジョンストンらの議論を中心に描く。

以上の検討を通じて、第2部では、二つのことを示す。まず、1760年代後半から1770年代前半のブリテン帝国において権力分立論が混合政体論から独立した政治論として登場し、今日言うところの権力分立論が、アメリカの独立以前のブリテン帝国において成立していたと考えられることである。司法権が、陪審制よりも拒否権による司法審査を意味するようになり、また国王と内閣の政治権力に対する警戒心が強まり、議会主権と国王大権というブリテン政体の両輪とも言うべき政治思想の変容が見られ結果、執行権と立法権との分離が執拗に説かれ、それと同時に執行権と立法権に対抗する権力としての司法権の重要性がクローズアップされたということである。

次に、独立後のアメリカ合衆国の政治制度の特徴が、植民地期に胚胎していたことである。それは、特に本国の枢密院が最終審として機能したことで、いわゆる司法審査の観念が独立後のアメリカに残存する点、そして、邦の参議会が権力を抑制するというモデルが、合衆国憲法定期まで影響力を行使し続ける点に顕著である。第3章で論じられる、このような議論は、なぜ合衆国憲法において司法審査と、抑制均衡モデルの権力分立論が選択されたかを理解する前提となる。

第3部は、独立を宣言し、各邦において憲法を制定したアメリカを、ケベックも含め、1774年から1792年までを扱う。

独立以前のアメリカにおける権力分立の思考において最も重要なのは、1774年 のケベック法と、それに対する応答である。この法案は、フランス系住民の法慣習に即した統治制度を作るものであった。だが、同法案は13植民地からの反発を招いた。なかでもジョン・ディキンソンが記した『ケベック住民への手紙』は、モンテスキューに全面的に依拠するかたちで、権力分立を強く主張した。第6章はジョン・ディキンソンとケベック法について論じ、モンテスキュー=権力分立論というテーマがはっきりとここで姿を現し、権力分立論が、より積極的な契機を孕むようになったことを描く。

しかし権力分立論は、未だ不明瞭な点があまりに多すぎた。続く第7章では、1776年の邦憲法制定時に、三つの権力の分立が多くの邦において謳われたことを描く。一方では、モンテスキューの権力分立論の理解がブリテン帝国、ディキンソンからジョン・アダムズ『政府に関する考察』を経由して流入したことである。この理解は、ヴァージニア邦憲法に文言として登場することとなる。他方で、アダムズの影響下にあった実際の統治機構論を仔細に検討すると、そこには植民地期の総督と参議会の機構論が残存し、権力は必ずしも分立してはいないどころか、混合されていることが看取される。したがって、権力分立論は、あくまで文言上の理論にとどまり、統治機構の実態とはズレが生じていた。重要なことは、このズレが合衆国憲法の議論をかなりの程度規定したということである。

第8章と第9章では、マディソンとハミルトンの権力分立論を再考する。彼らはともに、権力分立論の積極的な擁護者とは言えないというのが、この二つの章で論じることである。しかし、だからこそ、彼らは『フェデラリスト』において、有名な、抑制均衡としての権力分立論を展開できたと、本論文は逆説的に解釈する。

マディソンの場合には、最も重要な憲法構想案は、立法府に対して、執行権力と司法権力が修正参議会を構成し、共同で拒否権を持つというものであった。これは、通常考えられる権力分立論とは性格を異にする。この場合には執行権も司法権も、拒否権という立法権的性格を持つからである。マディソンはこの議論をブリテン帝国ならびにニューヨーク邦の修正参議会から着想した。だが、彼の議論は斥けられ、アメリカ合衆国憲法案が作成された。批准をめぐる論争において、憲法案が権力分立論に反するとの反論が生じると、憲法案を擁護する必要があったマディソンは、本来自らの政治思想とは関連のなかった権力分立の定義を、抑制均衡と結びつけることで換骨奪胎するという議論を展開したのだった。

最終章で論じられるハミルトンも、フィラデルフィア憲法制定会議までの議論を参照する限り、権力分立論に対して関心があったわけではない。彼の議論の主眼は、いかにして強力で単一の執行権を作り上げるかにあった。だが、ハミルトンの議論もまた憲法案には反映されず、執行権は多くの点で権力を上院と共有することになった。しかしハミルトンは単一

の執行権という議論にこだわり続けたため、実際の憲法案と齟齬が生じ、それについて批判が生じた。これに対抗するためにハミルトンは、マディソンの抑制均衡としての権力分立論を、政敵を論駁するために活用した。これによって、抑制均衡としての権力分立論という議論が更に強化されることになった。そして、この議論は、一つの新たな権力分立論の内実を与えることになった。

これらの議論から、本論文は、1770 年代の前半のブリテンにおいて『法の精神』の解釈を通じて権力分立論が成立していたこと、マディソンは従来の見解と異なって権力分立論の擁護者とはみなされず、抑制均衡が権力分立論の内実として不可欠とは限らないことを結論として示すものである。